

新潟市次期共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書（案）

新潟市次期共通基盤システム構築業務委託プロ
ポーザルにおける提案のための参考資料

新潟市総務部情報システム課

目次

1.	業務の名称	1
2.	納入場所	1
3.	賃貸借期間	1
4.	契約形態及び支払い	1
5.	業務の目的・概要	1
6.	業務の内容	1
7.	調達機器等の仕様	3
8.	保守業務の仕様	4
9.	成果物等	7
10.	その他特記事項	8

新潟市次期共通基盤システム 機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

本書は、新潟市次期共通基盤システム（以下「本基盤」という。）の構築にあたり、必要なハードウェア、ソフトウェア等（以下「機器等」という。）の調達、賃貸借、保守等に関して、新潟市（以下「本市」という。）と受注者との契約履行に必要な事項を定めるものである。

1. 業務の名称

「新潟市次期共通基盤システム機器等賃貸借及び保守業務」

2. 納入場所

新潟市総務部情報システム課が指定する場所

3. 賃貸借期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで（60 か月）

※諸要因により前後する可能性あり

4. 契約形態及び支払い

(1) 契約形態

月額賃貸借金額を定めて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約とする。

(2) 支払方法

本市は、本書で定める成果物の納入、報告書の提出、履行届出書の提出により、受託者へ「契約書」で定めた対価を月額で支払う。受託者は、月額払いの請求書について、賃貸借と保守の内訳がわかるようにすること。詳細は、契約後、本市担当者へ確認すること。

5. 業務の目的・概要

「新潟市次期共通基盤システム構築業務委託仕様書」参照。

6. 業務の内容

本業務の受注者は、下記の業務について、本市と協議・合意の上、実施すること。

(1) 機器等の賃貸借

「本基盤」を構築するための機器等を調達し、本書で定める期間、本市へ賃貸借すること。

- 機器等の設置に伴って必要となる物品（ケーブルや接続部品等）については、本書の記載の有無に関わらず提供すること。

(2) 機器等の納入

機器等設置場所へ納入し、納入したことを本市へ証明すること。

- 事前に納入にかかる日程等の詳細について、契約締結後、本市と協議・調整すること。
- 納入にかかる費用は、受注者が負担すること。

(3) 設定作業

納入した「機器等」について、ソフトウェアのインストール等の機器設定作業を実施し、機器が認識されるか等の動作確認を行うこと。

なお、設定内容は事前に本市及び本基盤運用保守業務受託者に提示のうえ、承認を得ること。

- 搬入作業等にかかる費用は、受注者が負担すること。
- 搬入時に現地にて機器の初期動作確認を実施し、機器の起動や動作に問題がないことを確認すること。
- 作業の遅延等に起因する本基盤構築業務受託者作業の工程遅延、発生する費用負担などの危険負担は受注者が負うものとする。
- 機器搬入時には、電源工事は既に済んでおり、機器設置及び動作に係る電源工事は本業務には含まないものとする。

(4) 付帯作業

本作業にあたり必要となる情報は、契約締結後に本市から提示するものとし、詳細は契約締結後に作業計画書で明確にすること。

ア. 付帯作業計画の立案

本書で記載する一連の付帯作業について、スケジュールや作業条件、作業工程等を含めた作業計画を立案し、「機器等」の納入予定日までに、作業計画書として本市の承認を得ること。

イ. 仮想マシンの単体テスト

本基盤で規定する仮想マシンの単体テスト（仮想マシン・ゲストOSの設定、Windows Updateの自動更新の無効化、ネットワークアダプタ・DNS サフィックス・ファイアウォール・時刻同期・システムプロパティの設定）の実施補助を行うこと。

ウ. 仮想マシンのシステム基盤テスト

本基盤で規定する仮想マシンのバックアップ等に関するテストの実施補助を行うこと。

エ. 付帯作業報告

本業務で実施した一連の付帯作業について、作業結果を報告し、作業報告書

として本市の承認を得ること。

(5) 保守・交換部品の確保

受託者は、「機器等」の故障に備え、交換部品等を機器等設置場所に 1 時間以内に搬入できる保守拠点に確保するとともに、本書に示す保守業務を実施すること。

なお、対象機器の範囲や保守ルール等については、本市と受注者との協議の上、決定する。

(6) 機器等の引き取り

「機器等」の賃貸借終了後、データ及び設定情報の消去、ラックからの機器等の取り外しを実施した上で、機器等設置場所の「機器等」を引き取ること。

なお、引き取り完了後 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。以降、日数に関する記載は同様とする。）以内に、「機器等」のデータ及び設定情報を消去したことを証明する「データ及び設定情報消去証明書」を作成し、押印のうえ本市に提出すること。書式については、受託者が定める様式で構わないが、事前に本市へ確認を得ること。

また、引き取り等にかかる費用は、受注者が負担すること。

7. 調達機器等の仕様

(1) 調達対象機器

調達機器は「新潟市次期共通基盤システム構築業務委託仕様書」に基づき設計を行った際に、必要となるもの一式とする。

受注者は、納入する機器の名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を記した「納入予定機器等一覧表」を作成し、指定した期間までに本市へ提出すること。

なお、納入する機器の変更（メーカーの機種変更や仕様変更等のためその機器を納入することが不可能な場合）やその他の問題が発生した場合は、遅滞なく本市へ報告し、協議すること。

(2) 前提条件

調達した機器は、本市が利用するデータセンターに設置している以下の表 1 に記載のシステムラックに搭載する。

【表 1 システムラック基本条件】

メーカー名・型番	外形寸法			パネル取付 有効スペース
	W	H	D	
日東工業株式会社 FSS100-722EK	700	2,200	1,017	EIA (タテ) 46U

(4) 調達機器等仕様の補足事項

- 本体、その他全ての付属品は、中古品であってはならない。
- 本体、その他全ての付属品は、本市が指定する場所に納入すること。
- 機器などの保守を行うものが自ら一体的に保守が行えるように、同一メーカ、同一機種、同一品質であるよう配慮すること。
- 本体、その他全ての付属品の設置に伴って必要となる物品（接続部品等）については本書の記載の有無にかかわらず、全て提供すること。
- 導入に際して、梱包材、本市が不要と判断する付属品、マニュアル等を撤去すること。
- 「機器等」は、入札時点での最新ファームウェアがインストールされ、かつ、ハードウェアメーカーにより動作が保証されていること。
- ソフトウェアの種類ごとに、インストール媒体とマニュアルを最低 1 セット用意すること。なお、言語は日本語版を用意すること。
- 「Windows Server CAL」は、本市が用意するため、本調達に含めない。

8. 保守業務の仕様

(1) ハードウェア保守

受託者は、システムが常に安全な機能を保つように、次の要件を含んだ保守作業を実施すること。

なお、保守にあたって必要となる情報は、別紙「次期共通基盤システム非機能要求」を参考にし、詳細については、契約締結後に本市から提示するものとする。

ア 基本要件

(ア) 対象

受託者は、本調達機器を対象として保守を行なうこと。

なお、保守期間は賃貸借期間と同一の期間とし、少なくとも年 1 回予防保守・活性保守を行なうこと。予防保守を行う時期は、本市と調整すること。

(イ) 作業計画・報告

受託者は、緊急的に発生する作業を除き、定期的な保守作業を行う際には、作業概要・対象日時・作業従事予定者・作業工程・影響範囲・対象資産等本市と共有すべき情報を「作業実施計画書（案）」としてまとめ、遅くとも作業実施 10 日前までに「作業実施計画書」の承認を受けること。

なお、緊急時に作業を実施する場合は、電話等で本市担当者へ概要を説明し、許可を得たうえで実施すること。

(ウ) 作業報告

受託者は、保守作業を行った際は、遅くとも作業実施 10 日後以内に「作業実施報告書」を本市に提出すること。

(エ) 技術支援

受託者は、技術的な問題や障害を解決するために必要な技術情報、障害切り分けのノウハウ、作業手順、解決方法や回避方法等の技術支援を提供すること。

イ 障害時の対応

(ア) 連絡体制の共有

受託者は、本市からの障害時連絡を受けられるよう連絡体制を整備し、書面にて本市へ提示し、共有を図ること。また、体制の変更があった場合は、変更後の体制を速やかに本市へ提示すること。なお、本市担当者の連絡先は、契約締結後に提示し、担当者の変更があった場合は、変更後の体制を速やかに提示する。

(イ) 連絡受付時間帯

受託者は、平日の本市窓口開庁時間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）の間、本市からの問い合わせを受け付けること。

ただし、本基盤を起因とする障害は、本市の行政事務・市民サービス全体に影響を及ぼすため、緊急時においては連絡受付時間帯以外でも本市が連絡を取れるような体制を確保すること。

(ウ) 状況報告

受託者は、障害を検知又は本市から障害発生連絡を受けてから 1 時間以内に、本市担当者へ状況（事象・想定原因・想定影響範囲・復旧見込み時間・対応方法案）を報告し、復旧作業に着手する許可を得ること。本市担当者は、状況報告を受けた後、本市関係者へ状況報告を行う。

また、復旧作業中は、定期的に本市担当者とは連絡・調整を図り、障害対応の進捗状況及び復旧見込み時間、前回報告時からの変化等を共有し、復旧に臨むこと。

なお、連絡受付時間帯以外で障害が発生した場合は、遅くとも翌開庁日の午前 8 時 30 分までには復旧作業を開始すること。

(エ) 復旧時間

受託者は、部品の修理や手配、交換等の復旧作業全てについて、障害対応開始から 12 時間以内に完了すること。

ただし、本市の許可を得て一時的に代替機器を用いて障害を回避できる場合は、回避できた実時間を除外することができる。

**新潟市次期共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書**

なお、代替機器の調達及びその設定や設置に係る費用は、全て受注者が負担すること。

(オ) 派遣技術者の要件

受託者は、復旧作業にあたり、対象機器に精通した技術者、又は、精通した技術者から対応方法の指示を受けた技術者を派遣すること。

また、復旧作業中の派遣回数を制限しないこととし、派遣にかかる費用は別途発生しないこと。

(カ) 是正措置

障害復旧後、同様の障害が発生しないよう是正措置又は予防措置を講じ、本市と協議すること。

(キ) その他

本基盤構築業務受託者及び本基盤運用保守業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間についても上記同様の保守対応をすること。

(2) ソフトウェア保守

ア 保守期間

保守は、賃貸借期間に加え、機器等の設定を行う準備期間を含めて対応すること。

イ 修正版プログラム

障害時及び脆弱性発見時などには、本市の求めに応じてソフトウェアに関する調査を行ない、ソフトウェアの不具合が判明した場合には、修正版プログラムの提供を行なうこと。

なお、本市が指定するミドルウェアを除き、導入したソフトウェアに不具合が発見された場合には、本市と協議の上、修正版プログラムの適用を行なうこと。

また、本基盤構築業務受託者及び本基盤運用保守業務受託者による機器等の設定を含めた準備期間についても対応すること。

(3) 技術支援

受託者は、障害発生に関わらず、本市の求めに応じて、「機器等」についての技術支援を遅滞なく行なうこと。

なお、技術支援の遅延等に起因する本基盤構築業務受託者及び本基盤運用保守業務受託者作業の工程遅延、発生する費用負担などの危険負担は受注者が負うものとする。

また、引継を行っていない操作については、本業務の受託者が現地にて操作を行なうこと。

(4) 賃貸借期間中及び満了時のデータ消去及び記憶装置の処分

**新潟市次期共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書**

受託者はハードディスク及び磁気媒体交換時及び賃貸借終了時には、データ消去が可能な場合は、格納されているデータを復元不可能な方法で消去すること。データ消去後、データ消去証明書を提示すること。

また、データ消去作業後ハードディスク及び磁気媒体を物理的に破壊し、廃棄証明書等を発行すること。なお、データ消去等にかかる費用は、受託者が負担すること。

9. 成果物等

(1) 成果物

受注者は、以下の表に示す成果物について、Microsoft Office 製品又は PDF 形式で作成の上、CD-R 等に格納したものと紙面に印刷したもの 1 部を 1 セットにして納入すること。

なお、以下の表に示す成果物以外の成果物の作成が必要となった場合は、本市と受注者とで協議し、あらかじめ成果物の名称及び内容、納入期日等を決定の上、作成すること。

【表 2 成果物一覧】

No.	名 称	内 容	納入期日
1	納入予定機器等一覧表	納入予定の「機器等」の名称、型番、販売価格、提供価格、保守費用、リース料率を、一覧表形式で記述した文書。	契約締結後 10 日以内まで。
2	機器等納入証明書	「機器等」について、本市が定める場所へ納入したことを証明する文書。	「機器等」の納入後 10 日以内まで。
3	動作確認証明書	「機器等」の設定作業にあたり、実施した動作確認内容、確認結果を記述した文書。	「機器等」の納入後 10 日以内まで。
4	付帯作業計画書	本書に記載する一連の付帯作業計画を記述した文書。	「機器等」の納入予定日まで
5	付帯作業報告書	本書に記載した一連の付帯作業結果を記述した文書。	全付帯作業完了後 10 日以内まで
6	保守作業計画書	「機器等」の保守作業について、予定される作業体制、作業スケジュール、作業内容等を記述した文書。	作業実施日の 10 日前まで。
7	保守作業報告書	「機器等」の保守作業について、実施した作業内容、技術情報等を記述した文書。	作業実施後 10 日以内
8	事故等報告書	「契約書」に示す、本業務の実施に支障が生じるおそれがある事故が発生した際の、詳細な報告、及び事故後の方針案を記述した文書。	事故発生後 3 日以内
9	データ及び設定情報消去証明書	「機器等」のデータ及び設定情報を消去したことを証明する文書。	「機器等」のデータ消去完了後 10 日以内

新潟市次期共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書

No.	名 称	内 容	納入期日
10	廃棄証明書	「機器等」を物理的に破壊したことを証明する文書	「機器等」の破壊完了後 10 日以内

- (2) 著作権の取り扱い
「契約書」の記載による。
- (3) 検査方法
「契約書」の記載による。
- (4) 契約不適合責任
「契約書」の記載による。

10. その他特記事項

- (1) 法令等の遵守
本業務の履行にあたっては、関係法令及び本市の条例、規則、要綱等を十分理解すること。
なお、本基盤に関連する規則類は、本市のホームページ (<https://www.city.niigata.lg.jp/>) の例規集及び要綱集に掲載のとおりである。
- (2) 機密性の厳守
受託者は、本市の最重要情報を取り扱う責任を自覚し、情報セキュリティの三原則（機密性・完全性・可用性）を十分に理解しなければならない。
特に成果物の作成や本市の情報資産を扱う作業、本市庁舎内で作業を行う際は、本市が定めるセキュリティポリシーと同水準以上で作業を行うこと。
また、受託者は、「新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例」を遵守するとともに、個人の権利及び利益を侵害してはならず、本件業務の履行により知り得た本業務及び関連する業務の内容を、一切第三者に漏らしてはならない。
- (3) 現地作業
受託者は、本市庁舎及び本基盤設置予定場所（以下「現地」という。）に入館する場合、あらかじめ本市の承認を得ること。
 - 本市庁舎内は、あらかじめ警備員室に備える「作業従事者名簿」を提出するか、作業の実施ごとに実施 2 日前までに「作業員名簿届」を提出しなければ入館することができない。
 - システム設置予定場所は、作業の 2 日前までに「入館申請書」を提出しなければ入館できない。ただし、緊急時の場合は、本市へ連絡すること。
 - 公共の場であることを弁え、言動や身だしなみに注意し、節度を守ること。

**新潟市次期共通基盤システム
機器等賃貸借及び保守業務委託仕様書**

- 入館・退館の手続きや施設利用条件は、あらかじめ本市に確認し、本市の指示に従うこと。
- 受託者は、現地で作業する場合、受託者の社名入りネームプレートを着用すること。

(4) 疑義の解釈

本業務について疑義を生じた場合は、速やかに本市と受注者とで協議を行うこと。

(5) 業務評価の特記仕様

本業務の履行完了など、契約終了後に受注者の業務内容について、本市は下記の基準により評価し、記録を保存するものとする。

なお、受注者は評価結果について異議を申し立てることはできないものとする。また、評価結果が契約条件に影響を与えることは一切ないものとする。

【表 3 業務評価基準】

評価ランク	評価基準
1	成果物の品質、納入等で仕様を超える成果があった。
2	通常の手続きにより仕様どおりの成果を得た。
3	仕様書のほかに口頭の指示等により仕様どおりの成果を得た。
4	担当者が相当程度指導するなどして、なんとか仕様レベルの成果を得た。
5	仕様を達成できなかった（契約解除等）。

